

Title	飯田裕康君学位授与報告
Sub Title	
Author	飯田, 裕康
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.4 (1974. 4) ,p.233(81)- 240(88)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学位授与報告
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740401-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1869~70年の抵当債務は農科大学証券による取得地の転売に伴う抵当債務であり、1873年のそれはホームステッド取得完了者の改良資金借入れであり、1874年のそれはいなご災害による困窮によるものであり、1880年代初期のそれは豊作がつづいたことによる農家経済の好転による土地購入のためのものである。1890年代のそれは二番抵当以下の借入れである。次に「利率率は19世紀後半を通じて、下落傾向にある」という修正説の第二の論点については、著者は、19世紀後半の利率の一般的下落傾向は、一般的に認められるが、この時期を通じて、二番抵当以下の利率10%が見られるし、実際の利率は、これより高かったであろうという事情を考慮せねばならない、としている。第三に「農場抵当負債の平均継続期間は極めて短期間である」という修正説の第三論点に関しては、著者は、農場抵当負債の平均継続期間は3~5年で、1880年代はデフレ(恐らく10%)が著しく、借手たる農民は農産物価格の下落により損害を被っている。また農場抵当負債は決して1回限りのものではなく、繰返し継続されていて、慢性的債務のため、農民は農場を手離して行ったのだ、としている。第四に「貸金の出所は東部ではなく、中西部であった」という修正説の第四の論点に関して著者は、修正説のいうようにゲイジ郡自体が大きな資金源であったことは明らかだが、抵当債は屢々第三者に譲渡され、仲介業者が介在していた。抵当債務証書だけから考察して行くと、ゲイジ郡農民→仲介業者→東部出資者という関係が見落されてしまうことになるのだ、としている。

かくて著者は、結論において次のように述べている。すなわち、ゲイジ郡の開拓期において最も重要な土地法は農科大学創設法であった。農科大学証券は主として大規模取得者によって利用され、平等な土地所有の実現を阻害した。これらの大土地所有は次第に崩壊の途を辿ったが、なかなか消滅しなかった。不在投機業者の土地は、小投機業者に売渡され、農民の手が届かぬ所で売買された。また農科大学創設法は経済発展に関しても、安定的土地所有の成立を遅らせ、農業不動産抵当金融は農業資金を流出させた。不在地主による小作制は小作人に開墾や租税を負担させたから、農場購入資金を節約させる利点を相殺することとなった。他面において、著者は、土地投機業者は開拓期に道路、学校などの建設費を租税として負担したから、その意味でこの地方の経済発展に貢献したといえるし、また農科大学により育成された人材や技術が農業の発展を

支えたことは事実である、としている。

インディアン保留地は、160エーカーの土地を農民に与え、民主的な土地所有関係をつくり出したが、土地の転売によりやがて不在所有制が生じた。しかも、ゲイジ郡のインディアン保留地の処分法は、インディアン保留地の処分法としては例外的であったのである。

ホームステッド法による取得地は、ゲイジ郡の土地の15.4%に過ぎず、他の土地法により著しくその成果を阻害された。ホームステッド法は、土地を与えるだけで、移住費や開拓資金を貸付け指導することはしなかったため、農民は自己の取得地や開墾地を転売してこれを補わざるを得なかったのだ。ホームステッド法は、土地を無償で与え、免税期間を認めていたから、これにより節約された農民資金が、農業改良資金として投下されたし、また農場抵当負債によって借金することも出来たという点で、他の土地法と区別される利点をもっていた。

州政府およびバーリントン鉄道所有地のうち州政府の土地は、大土地所有と不在地主制をつくり出し、鉄道所有地は農民に譲渡された。いずれの場合にも、長期年賦制があったが、価格が高かった為、農場資金が蓄積されなかった。但し、鉄道が長期的には経済発展に貢献したことは明らかだ。

軍人報奨用土地証券は、好況期には大土地所有者をつくり出した。

植林奨励法や現金による購入は、殆んど問題にならない程の比重しかもっていなかった。この様にゲイジ郡の開拓期はさまざまな相反する効果をもつ土地法の同時実施によって彩られている時期である。連邦政府と開拓農民の間に州政府・不在地主・鉄道・土地投機業者が介在し、一部の成功せる農民は郷土史にその名を飾ったが、小作人・農業労働者・抵当負債農民は、郡役場の埃にまみれた古い帳簿の中にわずかにその名を止めたにすぎなかったのである、としている。

本論文は、従来公有地制度史の研究が個々の公有地法を切離して、その制度と適用を考察していたのに対して、著者は特定の地域(ネブラスカ州ゲイジ郡)をとりあげ、この地域においてさまざまな土地法(ホームステッド法・農科大学創設法・軍人報奨土地法・植林奨励法・インディアン保留地処分法など)が具体的に如何に絡み合いながら、複雑な土地所有関係をつくり出したかを解明するという新しい分析方法をとり、しかもその方法にもとづき、注目すべき実証的成果をあげている。この分析方法は、かの J. Schafer, Wisconsin Domesday

Book, Town Studies の方法によっているが、しかもシェーファーが果しえなかった点にまで分析を進めた点に大きな意義を有する。

第二に、土地法の制度面のみならず、連邦政府および開拓農民の間に介在する州政府、鉄道会社、不在地主、大投機業者などが織りなす利害関係の網の目を、1つずつ解きほぐして行く分析方法は鮮かであり、しかもさまざまな土地法の下における農民経営の実態に迫って、諸土地法が、果して民主的な農民層を広汎につくり出したか否かを解明している。この実証的作業は現地に埋もれた文書を渉猟する地道な努力のためのものであり、歴史研究の常道ともいふべきである。

第三に、著者はホームステッド法を、修正説の諸論点の一部を認めつつも、自らの実証作業をふまえた上で、伝統的見解に近い形で評価し、ホームステッド農民こそ、西部農業発展の担い手であったことを強調し、彼らの小投機的営みはホームステッド法の不備な点を自らの努力で補なうとしたもので、職業的大投機業者のそれとは区別されるべきものであるとしているのは正当な理解であり、研究史の示すところでもある。

第四に、著者の精密な、微に入り細をうがった分析の延長線上に、将来どのような展望がひらかれるかという問題がある。著者は、地方史研究は「一般化」、「総合の試みに対して1つの具体例を提供するものである」が、「一般化の企てに素材を提供するためにのみなされるわけではなく、それ自体完結した研究であり」、経済理論と計量的方法の適用による一般化への傾向も、「細かな個別研究の与えてくれる具体的な理解の積み重ねの上になされるのでなければ、空疎なものに終わってしまうことであろう」としているが、別の意味で一般化への展望を如何にしてきりひらいて行くかという問題は、著者の将来の大きな課題であろう。

著者が既に発表した他の諸論文(そのうちの若干は、本論文の一部として収められている)は、わが国のアメリカ経済史の研究者によって構成されている「アメリカ経済史研究会」の席上において報告され、高く評価されている。

コーネル大学留学当時の指導教授であった P. W. Gates 教授は、近著 "Public Land Law Development" Washington, D. C., 1968 の「序文」において著者の業績に言及し、「ジョーゼフ・シェーファーが用いたが、充分には利用しきっていない土地制度史の微視的(マイクロソピック)な研究方法を用いている」とし、さらに語をついで、「精力的にまたイメージーションを

もって研究を進め、合衆国の発展における公有地の意義の理解に貢献した」ことに対して感謝の意を表さねばならない、としている。また、ホームステッド法を論じた章では、Yasuo Okada, "Public Land Disposal, Land Tenure, and Rural Economy in Gage County, Nebraska" に言及し、「公有地制度とくにホームステッド法の運用について、最も有用な研究の1つだ」とし、以下の私の叙述は「この研究に負う所多大である」と注記している。

このように、本論文に対する内外の学問的評価は高いものであり、アメリカ公有地制度史について未踏の領域をきりひらいたものといふことができる。よって、われわれは本論文が経済学博士の学位を受けるに充分値するものと認める。

論文審査担当者 主査 中村 勝己
副査 高村 象平
副査 小池 基之

飯田裕康君学位授与報告

報告番号 甲第334号
学位の種類 経済学博士
授与の年月日 昭和47年3月31日
学位論文題名 「信用論と擬制資本」

内容の要旨

「信用論と擬制資本」論文要旨

飯田 裕康

信用論は、たんに「金融」諸現象を、現象面の因果連関に即して解明する分析的課題に限定されるものではない。そうした現象が資本主義社会を特殊歴史的に規定する本質的諸関係と、いかに関連し、それによっていかに規定されるかを解明することに、信用論の主要な課題があるといつてよい。

信用論は、まずこれを「利子生み資本」なる基礎範疇の展開によって、固有の端緒を指定される。そこでは、資本の運動が、単に、したがって純粋に所有そのものの運動としておこなわれるような社会関係が、1箇の物神崇拜の関係を表示するものであることが、明らかにされる。しかるに、この関係が資本主義社会においては信用制度として具体的な諸資本家間の関連を、

必然的に形成しているものとするれば、利子生み資本が、いかに、信用制度を必然化し、化体するかを説明することが、信用論にとって最も基本的——したがって「一般的」——課題となることを否定することはできない。そのことはさらに、信用論が、いかなる固有の体系を有するのか、という問題に導かれるのであって、本論文も、この点を主要な論点として構成されている。とりわけ第3章に明らかにしたような、「利子生み資本」を単に物神的関係にとどめず、その論理構造のうちに信用関係の指定の必然性を読みとる作業のうちに積極的に表現されている。

本論文は、まず、マルクスの「経済学批判体系」を中心として、「体系」中に信用論がいかに位置づけられ、それが、内容的にいかに展開されたのか、を論ずる。そのさい、いわゆる「プラン」問題を手懸りとしてマルクスの「資本一般」の意味を確定し、そこでの信用論展開の意義と限界とを明らかにした。そして、この点では、マルクスの「剰余価値学説史」における利子生み資本の取扱いが決定的に重要な意味をもつことを明らかにしている。

さらに、「経済学批判体系」のうちから、信用が必然化される根拠を、「経済学批判要綱」の論述の検討をつうじて明らかにし、そこから、1. 諸資本間の相互関係が、信用論展開の前提となること、2. 信用論が資本の所有による限界を打破し、諸資本間の競争によって必然化される集中運動に対応すること、3. その方向から、信用は擬制資本の創出、独自の運動を指し、さらには株式会社企業形態を基礎づけること、4. 以上をつうじて、「要綱」以来明確にされたいわゆる信用の基本規定を、単に貨幣論的次元での「節約」のわく内に限定することなく、競争に対応した、具体的次元で、資本の集中、配分機能に即して展開しえたこと、等を明確にしえた。この点は従来の信用論研究がいたって不徹底にあつてきた点であって、そのために、利子生み資本論の本来の意義も十分認識されていなかった点である。

以上の諸点を、信用論展開の前提として、本論文では、信用論のいまひとつの内容、信用形態論をさらに発展させるべく意図した。具体的には、本論文の中心論点をなす擬制資本及び、それを基軸とする信用形態の論点である。従来の見解からすれば、これらの論点は、銀行信用のうちに抱括されるものであるが、これは、銀行信用自体の内的重層構造を、いたずらに証券運動にまで拡大し、それが、資本の集中や配分上に果

たす役割の独自性を見失う結果になっていると考えられる。銀行信用は、信用形態の最も開花した形態ではあるが、銀行信用が利子生み資本の実現形態であることによって、本来的に運動の形態をことにするものを、1箇の矛盾として内含せねばならなかった。またこのことは、この信用形態がさらに展開されて、新たな形態を指し示すにはおかない必然性をも表明しているのである。そして、それが、銀行信用における利子生み証券運動の一層の発展として現われるところに、擬制資本の指定を必然化する根拠がある。

いわゆる擬制資本は、手形等の証券とは本質的にことなつた性格をもつ。この点は、マルクスによって明確に示唆されるとともに、わが国においては、小竹豊治教授によって擬制資本と擬制的資本の区別として積極的に論じられた。しかし、そのさい、擬制資本の運動の総体が、銀行信用といかに論理的に連繫し、しかも独自の意味で信用形態の高度な展開となりうるのか、といった点の理論的に十分な吟味はなされていない。マルクスは「資本論」第3部第5篇第25章において、利子生み資本との関連で、それに一般的な言及をなし、さらに第29章、第30章において、擬制資本の独自の展開を示唆した。しかしここでは、銀行信用との関連といった次元にとどめることなく、「資本一般」の領域内部で、信用と再生産過程との関連という最も重要な課題に、一面、それをもって応えようとしている。本論文の末尾が信用と再生産を問題にしているのも、かかるマルクスの示唆的展開を擬制資本の理論構成をつうじて確認することを意図したからである。

擬制資本において問題となるのは、その資本としての独自の運動の形式と、その機構としての証券市場である。ここでは「純粹」に所有の運動として現われる証券流通が、それを媒介とした貨幣資本の蓄積と運動となることを明確にしなければならない。これを機械的に切り離して擬制資本ないし証券を論ずれば、R. Hilferding が陥った誤りをくりかえすこととなってしまふであろう。かれは、擬制資本を信用制度のうちに明確に位置づけたにもかかわらず、その運動を証券なる独自の「商品」の売買としてしかとらえず、いわゆる資本動員論に述べられた信用と資本集中との関連を明確に把握することができなかった。むしろ資本集中にとって信用はひとつの契機をなすのであって、さらに競争論的次元において具体化された蓄積理論との関連が求められねばならない。本論文は、それを、以下のように理解している。

すなわち、信用は、資本集中の主要な契機であるが、銀行信用による「資本集中」機能と、擬制資本信用による資本集中とは、競争関係にたいして異なった作用を及ぼす。したがってこれらを、信用関係展開の段階的相違としても理解しなければならないということである。さらに、銀行信用が、資本の節約を競争に規定されておこなうのにたいし、擬制資本においては、その関連が逆になるとも考えられる。本論文においては、このような理解を前提として、擬制資本が独占的資本蓄積の過程において果たす役割について論及している。それによって、従来、金融資本といわれる、独占段階に支配的資本形態の運動態様を信用関係の側面から説明することを意図した。

そのさい、さらに、資本集中の具体的形態としての資本の結合、株式資本の形成という個別資本的次元が、必然的に信用論のうちにその契機を与えられることを明らかにしようとした。このことは、マルクスが指示したところの株式会社の形成に果たす信用の役割を、擬制資本運動とそれによる独自の信用形態が、個別資本としての株式会社の社会総資本的基盤となるということを示唆していることである。

論文審査の要旨

本論文の意図するところは、信用制度がもつ論理構造を、擬制資本範疇を基軸として、明らかにしようというにある。従来、信用制度の基礎的な範疇は利子生み資本とされて、そのこと自体はけつして誤りではないが、そのことだけでは何も理解していないに等しいというべきであって、利子生み資本の実存諸形態を、信用関係の展開過程のなかに位置づけ、諸形態のそれぞれの運動諸関係の解明を通じて、利子生み資本のより具体的な把握がなされるべきである。すなわち、擬制資本とその運動諸関係とを、独自の信用形態として理解しようとした点に、本論文の中心課題が存するということになる。

その課題を果すために、本論文はつぎのように構成されている。すなわち、第1章 信用論展開の前提——経済学批判体系と「資本一般」の展開——、第2章 信用論の展開過程——マルクス「経済学批判体系」における展開を中心に——、第3章 信用制度展開の論理構造——信用論体系理解の予備的考察——、第4章 「擬制資本」論の基本問題、第5章 信用論における証券市場、第6章 信用論における「株式会社」——信用制度と株式会社——、第7章 株式会社論の問題点

(一)、第8章 株式会社論の問題点(二)——ヒルファディングにおける信用制度と株式会社——、第9章 擬制資本信用形態の展開——独占的資本集中の信用形態——、第10章 信用と再生産過程(一)、第11章 信用と再生産過程(二)——信用と恐慌との連繫——、以上である。この構成から明らかなごとく、筆者は、まず、経済学批判体系において、信用論がどのように位置づけられ、どのように展開されるべきかを考察するに当たって、マルクスの経済学批判体系に関する基本的プランの検討をその手掛りとしている。

周知のごとく、マルクスの「経済学批判体系」の基本的な構想は、I 資本、II 土地所有、III 賃労働、IV 国家、V 外国貿易、VI 世界市場の6部構成となっており、このうちI 資本は、(a) 資本一般、1 資本の生産過程、2 資本の流通過程、3 両者の統一、または資本と利潤、(b) 競争、(c) 信用、(d) 株式資本に細分されているが、「資本論」としてとり纏められた部分を、このプランのなかでどのように位置づけるかという問題(いわゆるプラン問題)があり、それを明確にすることで、逆にそこから信用論展開の方法論的基礎を確定することが出来るというのが、筆者のプラン問題検討の意味であると思われる。すなわち、「経済学批判要綱」(Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie (Bohentwurf)), 「剰余価値学説史」(Theorien über den Mehrwert), および「資本論」(Das Kapital, Kritik der politischen Ökonomie)について、そこでの信用論のとりあげ方と、その限界を探ることによって、逆にそれを信用論展開を緒としようというのである。これが第1章から第3章にいたる論文のとりあつかうところである。

筆者の考察にしたがえば、マルクスの歴大な経済学の準備ノートとして作成された「経済学批判要綱」は、その大半が当初のプランの「資本一般」の完成のために用意されたものであったが、その最終の部分におかれている「資本と利潤」のなかで利子が問題とされ、この利子の展開のうちに、マルクス信用論に一貫する理論的な基礎構造と、この段階に特有な限界を理解しようとしている。ここで「資本一般」というのは、資本の一般性・普遍性の分析が対象とされるということであり、資本を「1つの資本」として、「社会的総資本」として考察することであって、「多くの諸資本」の契機はここには属さない。もちろん、ここでは、その特殊性・個別性への展開への発展的な志向を有する上向的論理構造をもって、考察がすすめられていることを否定するものではないが、なお「競争」の展開は

一定の限度内にとどめられているといわざるをえない。ここでは利潤論は社会的総資本の基礎からとりあげられていて、各個別資本のもとへの現実的な利潤の帰属、すなわち利潤の配分関係は、この利潤論には属さない。しかも「競争によって個別的資本は、現実にはじめて総体としての資本の諸条件のなかにおかれるのであって、この場合当初の法則はまるでくつがえされたかのような仮象を呈する」。「要綱」におけるこのような取扱いからえることは、競争、信用、株式資本か個別的諸資本の相相互作用、個別者の外見的独立性と自立的存在との止揚という論理を基軸に展開されるべきこと、需要、供給、価格、利潤と利子との対立等が競争の基本法則の形態諸規定として解明されるべきものであることであろう。そして、「要綱」においては、利子に関して、第一に利潤の利子と利潤への分裂、第二に商品としての資本の規定、資本それ自体が商品となる、あるいは商品(貨幣)が資本として売られることが、考察されなくてはならないとされる。ここでは利子は、利子をもたらず商品としての資本、すなわち利子生み資本の価格と規定されているにとどまるが、この2つの課題のうち、展開を準備する基礎的論理のあることも明らかである。その1つは物神性=資本物神の実質的な解明であり、いま1つは利子生み資本の有する擬性的性格の解明である。要するに、「要綱」においては、信用の果すべき機能がその基本的な姿態においては展望されているとはいえ、擬制資本の創出、諸資本の集積・集中過程に際しての信用の役割に関しては、これを個別的諸資本の問題として、論及がさげられ、もっぱら信用の果す流通時間の短縮、貨幣の節約という機能に集中されているのである。

これに対して「剰余価値学説史」においては、それが「資本一般」の第1編資本の生産過程のうちに含まれるものとして構成されたのが、のちに「資本論」第4部として、歴史的・文献的部分とよばれるにいたったということ、すなわち剰余価値に関する諸学説の批判的検討は、単に「資本一般」の範囲にとどまり得ず、より広汎な理論内容を対象とせざるをえなかったことが、注意されねばならない。ここではブルジョア経済学者の利潤分析それ自体から利潤の真の姿態をみちびき出すこと、ブルジョア経済学が剰余価値の真の姿態を転倒し、隠蔽したことをあばき出すこと、それが課題であったのであって、ここには分析視界の転換がみられる。ここでは需要、供給、価格といった競争論の課題が利潤論の中心的論点におかれる。とくに競争規

定というより具体的な段階で一般的利潤率を根拠づけることによって、経済学批判としての「資本一般」の体系を完成させる軸点が形成されたという点を強調している。そして、信用関係が部門間の資本の移動に不可欠の役割を演じて、一般的利潤率の成立を規定するものであることが明白に認識されるにいたっている。この「学説史」においては、信用の一般的規定を、要綱における、価値増殖過程に果す時間的契機に求めたのとは異なり、一般的利潤率の成立をその規準として達成される資本の総再生産の過程に、しかも、その限りでの競争との論理的連繋のうちに規定しようとする意図をもっていたものと、筆者はみるのである。そしてこのような利潤理論の変質と対応してなされる利子率の分析のうへに、利子生み資本論が展開されるのであるが、その構成的位置からも明らかなごとく、そこに信用論への基本規定を含みながらも、それは経済学的所得範疇の問題として把握されているにすぎないのである。

すでに「要綱」においては信用の基本規定として、流通時間の短縮、資本蓄積と信用との関連、擬制資本の形成が指摘され、とくにこの後の2つについては、競争との密接な関連においてはじめて規定されるものであるという点から、理論的な展開はなされておらず、また「学説史」においては、一般的利潤率の形成過程において信用が競争とならぶ要因として構想されているが、そこでの批判対象からする限定のもとにおかれていた。それでは「資本論」ではこれらの諸規定を含む信用論の展開をどのように遂行しているであろうか。この点に関するマルクスのまとめた考察は、「資本論」第3部第5編第27章「資本制生産における信用の役割」にみることが出来る。そこでは信用制度についての概括として、4つの項目があげられている。すなわち、1. 信用業は、全資本制の生産の土台をなす利潤率均等化運動を媒介するために、必然的に形成される。2. 流通費の軽減。3. 株式会社の形成。4. 株式企業と所有と支配の結合。これである。「資本論」第1部の段階では、第1編第3章には、貨幣論における信用貨幣の展開、商品流通を基礎とする信用関係において、信用の基本規定の商品経済的共通性が指摘され、第7編では、資本蓄積過程における信用の資本集中のための歴史的社会的機構としての役割が指摘されているが、ここでは「この資本の集中、または資本による資本吸引の法則は展開されえない」としている。しかし、資本集中の社会的機構といわれるものの内容を考

えるとき、そこには銀行業者の信用取引、または、貨幣市場における諸信用当事者の集中、あるいは利子生み証券による資本の集中といったものが含まれてくる。第3部は、この課題を、市場価格の成立を指標として形成される資本の社会的再生産の条件と、資本の投資行動による社会的再生産の過程という視点から、とりあげられなければならないので、ここにさきの信用の基本規定の登場する論理的な必然性が見出されるとするものである。しかも、「資本制の生産および蓄積が発展するのと同じ度合で、集中の最も有力な槓杆たる競争と信用が発展する」ということからすれば、信用が資本蓄積の現実的過程で果す役割こそ、信用のもっとも基本的な規定となってくるのである。本論文第10章および第11章は、その課題に応えんとしたものである。

さて、「資本論」第3部第5編について、とくに重点がおかれているのは、利子生み資本における資本関係の外面化=資本物神の解明、および商業信用と区別された銀行信用の独自性、利子生み資本の一形態としての擬制資本の形成であるとされる。しかも筆者のみるところにしたがえば、商品化された資本としての利子生み資本は、物神化によってのみその全姿態を完成させるものではない。「要綱」の段階では物神化による「資本一般」の論理の統一があったが、「資本論」ではその内容こそが問題になっているのである。さきの信用の役割における株式会社の形成はこの論点に関連する。然りとするならば、信用と利子生み資本との連関がその内容をなすということになり、そこでの問題は、1つは利子生み資本の現象形態の発展をみることであり、いま1つはその過程において必然的に形成される信用形態の展開をみることになるであろう。しかし、ここでは信用論の課題に利子生み資本論はいかなる地位を与えらるべきかという点は不明のままにされているが、さきに示された内容が擬制資本への展開を含むものであるとするならば、ここでは当然利子生み証券の流通様式までが、単なる利子生み証券から「擬制資本たる利子生み証券」までが、問題とされなければならない。ここに筆者は信用論展開の論理的基軸をおこうとするのである。かくして、現行「資本論」で信用が論ぜられるのは資本一般自体のもつ論理性の転回によるのであって、その媒介項は競争の展開である。筆者の見解は「資本論」を拡大された「資本一般」とする立場であり、「資本論」体系は全体として再生産論であるとす点が強調されている。したがってそれは、

佐藤金三郎氏の主張する如き、単なる「資本一般」の拡充の過程であるのではなくて、競争分析を基軸とした再生産論の構成による「資本一般」全体系の完成という視点がそこに新たに付け加えられているのである。そして競争論の導入といっても、それは「資本一般」全体系の完成という限りのことであって、そこに自ら信用論展開の限界も設けられていたとみるのである。したがってまたそれは、ロスドルスキーの主張する如き、当初のプランの変更ではない。「資本論」第3部で競争導入が不可欠とされた段階は、競争の現実的姿態を究明することにあるのではないというのが、筆者のこれに対する批判である。

以上のような、信用論展開の方法論の確定が本論文の第一テーマである。それを前提として、本論文の第二の、そして中心的なテーマである擬制資本信用形態論が展開されている。

周知のように、マルクスが信用の基本的形態としてあげているものは、商業信用と銀行信用との2つにかざられているが、筆者はここであえて擬制資本信用をあげてこれを前二者と区別する。擬制資本信用形態の意義をこのような意味で強調するということは、つぎのような2つの観点からきわめて注目されるのである。第一は、擬制資本信用形態が筆者の述べるような意義をもつということは、現行「資本論」とくにその第3部第5編の信用形態論が、すなわち「資本一般」の論理構造が処理しえない局面が擬制資本信用形態のうちにあるということであり、その論理的根拠および必然性については、上述の方法論確定の過程で明らかにされたところであった。第二は、独占資本主義段階において株式会社の有する重要な意義にてらして考えると、擬制資本論がその形態論を中心として展開されることによって、「資本論」からレーニンの「帝国主義論」やヒルファディングの「金融資本論」の対象としている独占資本主義段階の資本主義に関する研究への理論的移行が果されるといえることである。この点で、擬制資本信用形態論は、独占資本主義(帝国主義)段階の研究において、いわゆる「原理論」に対する「段階論」を主張する宇野弘蔵氏の見解への批判を内包するものとされている。

ここでは、まず筆者のいう擬制資本の概念からみていくこととする。筆者はいわゆる公債、社債、株券を主たる内容とする有価証券によって代表される「本来的擬制資本」と「のれん」や土地価格のような「擬制資本的『擬制』資本」とを範疇的に区別する必要があ

るとする。擬制資本信用といった場合の擬制資本はいうまでもなく前者である。マルクスによって注目された擬制資本の存在形態は、銀行の保有する資産としての公債、社債、株式等であり、かれはこれらを以て「手形とは本質的に区別される」利子生み証券とみなしたのである。擬制資本の運動は単なる証券の売買にとどまることなく、信用制度と一体化されることによって現実資本の運動に結びつくこととなるが、しかも擬制資本の価格——それは配当の一般的利子率による資本還元(資本化)という方法で形成される——は現実資本の価値とは異なるものである。ここに擬制資本の独自の運動がみとめられる。擬制資本を生ぜしめる前提としてあげられているのは、(a)銀行信用の展開、(b)長期的貨幣資本需要の増大、(c)金利体系の確立、(d)貨幣資本市場の形成・展開、(e)産業的企業における資本調達方法の転回、(f)企業形態としての株式会社形態の一般化である。

ここで筆者が擬制資本信用形態が商業信用や銀行信用の形態と相異するというばあい、その論拠は何であろうか。このようなものとしてまず擬制資本信用形態を独特なものとして理解しないと陥るいくつかの誤謬がつかのようになされている。したがって、そこから消極的なかたちでの論証をうかがうことが出来るであろう。

1. 擬制資本と信用=利子生み資本との関係についての代表的とみなされる3つの見解があるが、いずれも擬制資本および擬制資本証券の形成についてのあいまいな理論に立脚しているために、その信用形態の把握に失敗している。第1の見解はローゼンベルグによって代表されるもので、擬制資本が利子生み資本一般に解消され、したがって擬制資本が全く従来の信用形態のうちにとらえられ、擬制資本の特異性としての商品性や運動としての擬制資本価格の特異な意義が問題とされない。第2の見解は宇野弘蔵氏のそれであって、擬制資本を利子生み資本から全く切り離し、むしろ株式資本の分析は「原理論」の課題ではなく「段階論」で金融資本の分析に関連して展開されるべしとするものである。第3の見解は川合一郎氏のそれであって、擬制資本それ自体の特異な性格について強調しながら、これを信用体系一般のうちに位置づけようとするものである。

2. ヒルファディングは、証券市場を銀行を中心とした信用形態に従属したものとして理解する。かれは擬制資本と利子生み資本との関連を、その同一性とい

う視点においてのみとらえ、差別性という視点からの把握が避けられている。こうしてかれにおいては証券市場と商品取引所との相違が消滅する。

3. ヒルファディングが独占をもつば貨幣=信用的次元でのみ把握する点が批判される。こうしてかれは資本蓄積論を基軸とする再生産論を欠くこととなるが、この欠陥を端的に示すのが、かれの信用形態の把握である。かれにおいては、擬制資本運動を資本動員の主体である銀行との関連でしか把握しえなくなり、株式会社制度と証券市場との関連が十分に解明されるまでにいたらなかった。

4. ヒルファディングの金融資本概念およびレーニンによるその検討という古典的規定の考察を通じて、筆者自身の金融資本概念にいたる道が指示される。そして、これによって擬制資本信用形態という概念の有効性が明らかにされる。すなわち、ヒルファディングにおいては、流通過程が偏重される結果、蓄積=再生産論が、貨幣=信用論によって代置されている。信用が産業資本の運動に従属するという基本規定が欠如している。株式会社形態は利子生み資本運動のうちに把握されることとなり、株主は単なる貸付資本家としてのみ扱えられ、利潤と利子との対立関係が解消せしめられる。こうしてヒルファディングの金融資本の定義においては、金融資本規定の主要な内容である結合・融合・癒着が事実上銀行資本の産業資本化として把握されることとなる。レーニンは「帝国主義論ノート」において、金融資本概念と関連して擬制資本信用についての実質的指摘をおこなっている。筆者は、ヒルファディングの金融資本概念の「古典的」規定について、それが特殊ドイツ的な金融資本からの抽象による制約をうけたものとして一概に処理しえないとしているが、ここに宇野氏におけるような「段階論」的処理に対する筆者の批判がうかがわれる。というのは、ヒルファディングの謬見は方法論的誤謬であり、それ自体理論的に克服されるということになるからである。「金融資本的、融合・癒着」が「企業の資本調達という多様な金融的な行動のなかから生みだされている事態」についての、理論的研究の必要が生じてくる。

つぎに筆者が擬制資本信用形態の独自性について積極的に述べた一文を引用しよう。

「貸付可能資本の投下対象たる証券が擬制資本化されて、それによって貨幣資本の蓄積が進展することによって、証券市場は一大貨幣資本集積の場所となり、銀行信用によって形成された貨幣市場(短期貸付資本市

場)における貨幣=資本の需給・循環に大きな作用を及ぼす。従来の銀行信用、とりわけ、手形の割引に基礎をおく短期信用を中心とした銀行信用が、証券市場およびそこに成立する利回りを基準として、長期信用に閑与する可能性をも作出する。そのような意味で、擬制資本の出現は、従来の支配的信用の形態を新たな方向に転回・発展させるのである。われわれはこれを擬制資本信用と考えたい。

擬制資本の形成は、再生産過程の進行(現実資本の蓄積・価値増殖)に基本的に制約されているにもかかわらず、独自の信用形態としては利子生み資本の運動形態のみに立脚しよう。こうして擬制資本信用は現実資本の運動から信用体系を決定的に引き離す主要な契機をなすのである。このような信用形態は、たしかに商業信用とはもとより銀行信用からも区別されようであろう。この認識の欠如のために、さきのヒルファディングをはじめとする謬論がうまれるのも当然と考えられるのである。

しかし、右にみたような、筆者の強調する論点は、それ自体のなかになお究明さるべき問題を含んでいるように思われる。

まず、擬制資本範疇というとき、「のれん」や土地価格、および「手形の証券化」が「擬制的資本」とよばれ、それが本来的な「擬制資本」と質的に区別されるその論拠およびその意味についてである。筆者は商業手形から出発して利子生み証券=擬制資本の成立を説く「銀行信用において可能となる手形流通は手形を商業的流通の枠から解放するとともに、手形を利子生み資本の一形態たらしめ、貨幣資本の投下対象たらしめる。これによって手形は利子生み証券となり、擬制的価値を現実化することで擬制的資本に転化する。かくて銀行業者の発行する信用貨幣、銀行券等も『金の単なる支払指図証』にとどまることなく、資本としての限定性のもとにある擬制的資本として現象する。『信用創出にみられるような、手形を、銀行の手形・信用貨幣をもって代置するといった現象は、銀行信用の展開にともなう利子生み証券の形成・運動を内実的に意味することになり、いわゆる擬制的資本の形成をみる。』そして、そこから「こうした銀行信用の運動は、銀行資本が、手形とは本質的に区別された有価証券を利子生み証券として保有する傾向をつよめる。つまり現実の再生産過程を根拠にして流動する手形が、銀行信用と結びつく過程で、擬制的資本となるのはことなり、まったく別の局面で発生し、本来的には別個の

流通様式をもつ証券が、投下対象に選ばれることとなる」と説かれている。そこでは手形が商品流通部面での信用貨幣となることと、利子生み資本運動の対象たる有価証券としての手形となることとの区別ははっきりしない。また、現実の資本関係の転倒した形態として生ずる制擬資本を信用形態として把えることによっては、充分蔽いえない問題がのこされることになるであろう。そして、これらの問題を展開することが、実は、擬制資本を独自の信用形態として指定するためにも必要であったと思われる。

そして、それは株式資本論の課題と重要なかわりあいをもっていたのである。株式資本については、「擬制資本信用を含む信用論から株式会社把握への接近」と、逆に「個別資本論としての株式会社論を社会的総資本的に位置づける」という「二重の方法」を指定し、そのうえに立て、株式会社制度を個別資本蓄積限度を揚棄する企業形態として可能にするのは、この擬制資本信用形態であることが強調され、そしてここから、擬制資本信用形態を利子生み資本一般の段階に解消することに対する批判が出されているのである。しかし、そのためには証券市場における制擬資本の、商品としての独自の売買運動が、そして本来の貨幣資本と擬制資本との関係が、立ち入って展開されなければならないであろう。

また「近代経済学」の見地からは、つぎのような論評が加えられている。銀行信用から、利子生み証券が独立であり、場合によっては競争的形態として存在することには賛意を表するものであるが、擬制的資本と擬制資本とを区別する根拠について充分納得すべき説明があたえられていない。

もっとも資本主義的な表現と思われる貸借対照表——資本の価値増殖過程の一断面としての貸借対照表を使って考えてみよう。

真に価値をもつものは、すべて貸借対照表上の借方に、資産として列記される。資産は必ず購入されたものである。これに対応する資産の源泉が貸方項目である。

貸方項目は実体のない、いわば資産の源泉の出生を示すものである。この死亡消滅は、もし商業信用ならば返済をもって、手形の割引による借入れならば、その手形の買戻しによってしか許されない。

資産は、それが流動資産であれ、固定資産であれ、全体として総資産を形成している。その見合い勘定として、貸方の負債及び資本の部が存在している。し

かし実体をもたない、この実体をもたないものが擬制資本となるのは、機能資本家の手にある財のみが資本となりうるように、資本として貨幣が何らかの信用形態を通じて、機能資本家に手渡されたときに、真の資本の対応物として擬制資本となる。それが利子生み資本となるのは、金融市場の市場機構を通じてである。

このように考えるとすれば、何らかの信用形態を通じて、資本として機能資本家に手渡された未決済の過去の貨幣は、すべて擬制資本の管である。すると、商業信用・銀行信用であろうと、銀行信用と無縁な証券信用であろうと、同じく擬制資本の管である。その違いは、擬制資本内部での相違を示す信用形態でしかない。

株式は保有者による機能資本家への償還請求ができない。この点が返還期日をもつ普通の借入れと異なる。この点をもって、株式と、社債を含む証券信用とを区別するとするならば、それは利子生み資本の概念と接触することになるであろう。

擬制資本と擬制的資本との区別を資本還元価格をもつか否かにおくとするならば、それは数学における無限等比級数と有限等比級数の差に根拠をおくのみである。株式資本還元価格を P_s 、社債の市場価格を P_B 、手形の割引価格を P_n とすれば、次の関係式で表わされる。

$$P_s = \frac{D}{1+r} + \frac{D}{(1+r)^2} + \dots + \frac{D}{(1+r)^x} + \dots = \frac{D}{r}$$

D は配当金、 r は平均利子率

$$P_B = \frac{R}{1+r} + \frac{R}{(1+r)^2} + \dots + \frac{R+F}{(1+r)^x}$$

R は確定支払利息、 r は平均利子率、 F は額面

$$P_n = \frac{1}{(1+r)^x} \times \frac{x}{12} F$$

r は平均利子率(割引率)、 x は手形の満期月数、 F は手形の額面

これらの式は、 P_s が無限級数であること以外には式として全く質の相違はなく、無限等比級数も、それが収束して和をもつ限り、有限の級数と全く差がないことは、数学的に明らかである。われわれに問題なのは、確定した現時点の有価証券(手形を含む)の価格を知ることである。その額が機能資本家に、資本として売られる貨幣額だからである。級数の和がそれである。そしてこれらの間に、経済学的な意味をもつ、擬制的資本と擬制資本とを区別する根拠はどこにも見出しえない。

しかしながら、株式会社を信用制度のなかで位置づけた点、信用制度を再生産過程との関連で、言い換えれば貸借対照表の資産の展開と貸方の擬制資本とを関連して、理解すべきことを主張している点、また貸借対照表の貸方側にのみ着目した流通市場偏重の考え方に対して、「所有」の意味を強調している点等、「近代経済学」の立場からしても、貨幣の把握の仕方について多くの示唆をあたえるものであることを否定しえない。

以上の批判は、いずれも本論文の基本的な方向に対するものではなく、さらに展開さるべき論点に関してなされているのである。本論文が、従来の研究史を十分に踏まえて、擬制資本信用形態なる独自の信用形態を構定して、信用論研究を大きく前進せしめた点は、信用論体系構築に理論的基礎をあたえるものとして、高く評価さるべきものと信ずる。経済学博士の学位に充分値するものと判断する。

論文審査担当者 主査 小池 基之
副査 遊部 久蔵
副査 村井 俊雄

A Study on Theory of Social Policy

by Ryuji Komatsu

In recent years, both Social Policy and problems concerning Social Policy have been gathering more and more interest. This tendency is likely to be influenced by the present situation where problems of pollution, social welfare, regaining true humanity and so on have come distinctively to be realized almost in contrast with the former policy of economic growth.

A theoretical study of Social Policy, however, has not only been so actively promoted but is almost in its pause, so to say. Seeing just after the World War II alone despite much argument repeatedly tried against Theory of Social Policy, it only ended in one-way argument without dialogue nor communication, the result of which has thrown influence on the present situation.

A Study on labor problems was in our country developed mainly as Theory of Social Policy. But after 1930's world-widely and after the World War II in Japan, together with Theory of Labor Economics and of Labor Market, there came to be seen an argument almost denying the role of Theory of Social Policy concerning a study of labor problems.

The writer, however, thinks that the role of a study of labor problems from the point of view of Theory of Social Policy is still meaningful, and that, judging from the stand-point of regaining true humanity, the methodological significance is even increasing. Here, I have decided to look back and make a further study on the way Theory of Social Policy should be at present, together with its significance. And one step is this thesis.

A General Equilibrium Model of the Labour Market

—Wages and Employment among Industries and Occupations—

by Yasuhiko Torii

1. The present paper is studying a general equilibrium model of labour market with purely neoclassical assumption. The labour market, especially in the developed countries, tends to be regarded as the social and institutional system on which the neoclassical approach can hardly be